

30全中発第04053号  
平成30年4月5日

都道府県中小企業団体中央会 御中

全国中小企業団体中央会  
( 公 印 省 略 )

治療と仕事の両立支援に関する診療報酬の新設について（周知依頼）

このたび、標記に関し、厚生労働省労働基準局安全衛生部長より本会会長宛に対し、別紙のとおり周知依頼がありました。

治療と仕事の両立支援につきましては、事業場や医療機関における支援の取組の促進を図っているところです。また、「働き方改革実行計画」においても、治療と仕事の両立支援は、働き方改革の重要なテーマの1つとして、政府を挙げてその普及を推進していくこととなっています。

このような中で、今般、平成30年3月5日付け厚生労働省告示第43号「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」により、治療と仕事の両立支援に関する診療報酬として「療養・就労両立支援指導料」が新設されました。

本診療報酬による評価は、医療機関の主治医と事業場の産業医の連携の下で、がん患者の治療と仕事の両立に向けた支援を充実させることを目指したものであります。

つきましては、貴会におかれましても、傘下の会員組合・組合員企業等に対し、別紙により本件について周知していただきますようお願い申し上げます。